

誠之中学校生徒指導規程

2025.1.24

第1章 総則

この規程は、誠之中学校で学ぶ生徒が、安心して安全な学校生活を送れるよう、関係者の共通認識と実践を図るためのものである。

第1条（目的）

この規程は、誠之中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒の主体性という観点から必要事項を定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条（登下校について）

第2条の1（徒歩通学）

歩道のマナーや交通ルールを守り、安全に登下校すること。

第2条の2（自転車通学）

別紙「自転車通学規定」参照

第3条（頭髪）

自分や他人の学校生活を邪魔しない頭髪とする。

第4条（服装）

校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服又は体操服を着用する。

休日の部活動や朝練習の登校時と部活動終了後の下校時の服装は、各々が定める活動の服装でもよい。

〔学校が定める制服〕

- ・ ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン
- ・ 長袖カッターシャツ及びブラウス、半袖カッターシャツ及びブラウス
- ・ サマーニット
- ・ 転入生は、転入前の学校の制服も可
- ・ 男女の区別はしない。
- ・ 規定のリボン、ネクタイはどちらを着用してもよい。
- ・ リボン、ネクタイの着用について、長袖カッターシャツ及びブラウス時は必ず着用、半袖カッターシャツ及びブラウス時は体調等に合わせてリボン、ネクタイを着用しなくてもよい。

第4条の1（名札）

名札は学校規定のものとする。

第4条の2（防寒着）

寒さが厳しいときは、防寒着を着用しても良い。

第4条の3（ベルト）

ベルトは黒、または濃い茶色が望ましい。余計な飾り（金属の鉤、穴等）が無いものとする。

第4条の4（靴）

通学靴は、ひも、靴底を含め、白の単色で、体育時にも使用できるものとする。

第4条の5（特例措置）

病気やケガなど特別な事情で上記以外の服装をするときは、保護者の申し出により担任と生徒指導主事の許可を受けた上で着用すること。

第5条（持ち物）

第5条の1（通学かばん）

通学かばん，サブバッグは，学校が定めるものとする。

第5条の2（室内シューズ・体育館シューズ）

校舎内は室内シューズ，体育館フロアは体育館シューズとする。

第5条の3

携帯電話など，学習に必要なものは学校に持ち込まない。
特別な事情で持ち込む場合は，必ず登校した際に職員室に預ける。

第6条（不要物の返還）

不要物を現認したときは学校で預かり，保護者に返却する。また，特別な指導を行うこともある。

第7条（許可・届けが必要なもの）

（1）保護者が届け出るもの

①欠席，遅刻をする場合

学校への連絡は8：15までに行う。

②事前に早退することがわかっている場合。

③学割，証明書などが必要な場合，学校への連絡は，電話，生活ノートなどを利用し，申込用紙は生徒を通して事務室に提出する。

（2）生徒が届け出るもの

①校舎，校具を破損，紛失した場合。

破損した場合は原則実費弁償とする。

②所持品や金品が紛失した場合。

③登校後，何らかの事情で早退，もしくは校外に出る必要が生じた場合。

自転車通学規定

1. 自転車通学許可者と手続き

- ①自転車通学区域より通学するもので、自転車通学規定を熟読し、別紙「自転車通学許可願い」を記入・提出し、宣誓した後、許可する。また、監察シールを購入し、指定の位置へ貼る（230円）
- ②身体的理由等で特別に許可することもある。

2. 通学上の注意

- ①ヘルメットの着用を義務とする。
- ②通学に使用する自転車は、安全性を考慮してきちんと整備されたものとする。
- ③次のような自転車については許可しない。
 - ・著しく変形したハンドルのもの
 - ・横かごがついたもの
 - ・操作が難しく危険なもの
- ④安全のために交通ルール及びマナーを遵守すること。
 - ・道路交通法を守る
 - ・雨天時は、カッパを使用する（雨天時傘をさしての運転は法律違反）
 - ・通学への最短距離で安全な道路を左側一列で通る
- ⑤その他
 - ・監察シールを後部の指定場所に貼ること
 - ・指定された自転車置き場に整頓して置くこと
 - ・盗難防止のために、校内であっても必ず施錠をすること
 - ・自転車には、名前を記入することを推奨する
 - ・学校以外の場所に置いて登校することは認めない
 - ・違反が続く場合は許可を取り消す

3. 自転車通学規定に違反した場合

- ・「いのち」にも関わることであり、違反者に対しては指導し保護者に連絡する。

自転車通学範囲地図



実線より外側の区域が、自転車通学許可区域です。ご確認ください。

- 新漕一丁目
 - ×…5～7, 18～31, 34～41
 - …1～4, 8～17, 32, 33
- 西新漕二丁目
 - ×…23～25
 - …1～22
- 箕島町
 - ×…箕島小学校、箕島浄水場より誠之中側
 - …箕島小学校、箕島浄水場より外側

部活動について

1. 目的
- ・体力や技能の向上
 - ・異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築
 - ・学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養
 - ・自主的、主体的に活動し、自治する力の向上

2. 種目

本校にある部活動

運動部			
① 軟式野球	② サッカー	③ ハンドボール女	④ 卓球男
⑤ 卓球女	⑥ ソフトテニス男	⑦ ソフトテニス女	⑧ バスケットボール男
⑨ バスケットボール女	⑩ バレーボール男	⑪ バレーボール女	⑫ 陸上競技
文化部			
⑬ 美術	⑭ 吹奏楽	⑮ 家庭科	⑯ 茶道
⑰ 科学技術			

上記の部活動以外の種目で中体連主催の大会への参加をしている種目

⑱ 体操	⑲ 水泳	⑳ 硬式テニス	
------	------	---------	--

3. その他

運動部の中体連主催大会へ地域スポーツ団体等が出場することが可能になっております。ただし、出場可能な地域スポーツ団体は事前に中体連に申請を行っている団体のみです。地域団体に所属する場合は、団体責任者にご確認ください。

また、**種目が違っていても学校と地域スポーツ団体等からの二重登録はできません。**どちらで出場するのか選択しなければなりません。1度決めると1年間は、変更できません。

詳細は、別紙【令和7年度 広島県中学校体育連盟主催大会の大会参加について（お知らせ）】を参考にしてください。

令和7年 1月 23日

生徒・保護者のみなさんへ

広島県中学校体育連盟
会長 村井 康敏
(公印省略)

令和7年度 広島県中学校体育連盟主催大会の大会参加について（お知らせ）

向寒の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、広島県中学校体育連盟の諸事業に対し、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年度より中体連主催大会に地域クラブ活動の大会参加が認められました。令和7年度の地域クラブ活動の大会参加について、下記の通り決定しましたので、お子様が地域クラブ活動に所属されている御家庭におかれましては、大会に参加する団体を相談の上、決定していただきますようお願いいたします。

記

1 大会参加について

広島県中学校体育連盟主催大会と各地区及び各郡市中学校体育連盟の主催する予選大会への地域クラブ活動の参加については、申請期間内に所属団体から申請され、参加資格の条件を満たす団体に限り大会参加を認める。 ※ 所属団体の代表者にご確認をお願いします。

2 大会参加団体の選択について

学校部活動からの参加 一年を通して、同じ所属（学校部活動）での参加となる。

- ① 地域クラブ活動に所属していない。
- ② 所属する地域クラブ活動が、広島県中学校体育連盟の令和7年度認定を受けていない。
または、認定を受けているが5月1日提出の最終名簿に本人が記載されていない。
※ 最終名簿の記載があれば、クラブ責任者に削除をお願いしてください。
※ ①または②を満たすこと

所属地域クラブ活動からの参加 一年を通して、同じ所属（地域クラブ活動）での参加となる。

- ① 所属地域クラブ活動が、広島県中学校体育連盟に令和7年度認定を受けている。
- ② 5月1日提出の最終名簿に記載されている。
※ 最終名簿記載の確認をクラブ責任者をお願いします。5月1日以降追加はできません。
※ ①と②の両方を満たすこと

（重要）所属団体が広島県中学校体育連盟の認定を受けていることが必要です。

申請期間 : 令和7年1月8日（水） から 2月10日（月） 17:00まで
認定作業 : 令和7年2月中旬 から 3月中旬
認定書発行 : 令和7年3月下旬

3 その他

地域クラブ活動の参加条件は競技ごとに異なります。所属地域クラブ活動の責任者・学校と連携を密に取ってください。（参加条件の詳細は県中体連ホームページにも掲載しています。）

地域クラブ活動の中体連主催大会参加について（生徒用）

広島県中学校体育連盟

県内中学校生徒の皆さん



令和5年度より全国中学校体育大会と中国中学校選手権大会に、地域クラブ活動が参加できるようになりました。これに準じて、広島県中学校体育連盟主催大会と各地区・各郡市中学校体育連盟主催の予選大会に、地域クラブ活動が参加できるようになります。

Point

(1) 学校の部活動のみに所属している人

→ 今までと変更はありません。

(2) 地域クラブ活動のみに所属している人

→ 所属団体が広島県中体連に認定されていたら参加することができます。

(3) 学校の部活動と地域クラブ活動の両方に所属している人

→ 大会には学校か地域クラブ活動のどちらか1つで参加ができます。

*どちらで参加をするかの選択をしてください。

→ 学校で行われる部結成のときに、自分がどちらで参加するのかを顧問（学校）の先生に伝えてください。

※ 部結成が無い場合は、学校の指示に従ってください。

地域クラブ活動とは

- 土日、休日に地域の指導者や学校の先生の指導のもと活動している団体
 - 地域で集まって地域の指導者の方と一緒に活動している団体
 - 個人で入るスポーツクラブ（会費等の有無は関係ありません）
- ※ 学校の部活動は含まれません。



注意してください！

- 大会に参加を希望する地域クラブ活動は、広島県中学校体育連盟に申請をし、認定を受けていないと参加できません。所属している団体責任者の方に、認定を受けているかを必ず確認してから選択をしてください。
※ 自分が地域クラブ活動で参加したくても、所属団体が認定を受けていなければ参加できないからです。
- 全ての競技で地域クラブ活動が参加できるわけではありません。参加の条件も競技ごとで違います。所属している団体責任者の方と確認してください。
- 4月に自分がどちらで参加するかを決定したら1年間変更はできません。
(一家転居を除く)
- 冬季種目（駅伝、スキー、スケート）への参加を希望する場合は、夏季種目とは別に登録することができます。先生は団体責任者に伝えてください。